

平成27年松茂町議会第4回定例会会議録

第2日目（12月7日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 森 谷 靖
- 7 番 原 田 幹 夫
- 8 番 一 森 敬 司
- 9 番 藤 枝 善 則
- 10 番 佐 藤 富 男
- 11 番 佐 藤 道 昭
- 12 番 春 藤 康 雄

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

| | |
|--------|-------|
| 町長 | 広瀬憲発 |
| 副町長 | 吉田直人 |
| 教育長 | 庄野宏文 |
| 会計管理者 | 池田忠男 |
| 総務参事 | 吉成均 |
| 民生参事 | 米田利彦 |
| 教育次長 | 吉田英雄 |
| 総務課長 | 大迫浩昭 |
| 税務課長 | 南東稔 |
| 危機管理室長 | 吉崎英雄 |
| 建設課長 | 井上雅史 |
| 水道課長 | 小坂宜弘 |
| 産業環境課長 | 原田賢 |
| 下水道課長 | 石森典彦 |
| 町民福祉課長 | 鈴谷一彦 |
| 健康保険課長 | 谷本富美代 |
| 社会教育課長 | 尾野浩士 |
| 学校教育課長 | 山下真穂 |

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

| | |
|-----------|-------|
| 議会事務局長 | 古川和之 |
| 議会事務局局長補佐 | 入口三恵子 |

平成27年松茂町議会第4回定例会会議録

平成27年12月7日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

佐藤 禎 宏 議員

子どもはぐくみ医療費助成制度の引き上げについて

川 田 修 議員

（1）コミュニティバスの導入について

（2）公共施設等総合管理計画について

板 東 絹 代 議員

松茂町のイメージ戦略について

一 森 敬 司 議員

マイナンバー制度のスムーズな運用について

佐藤 富 男 議員

庁舎新築工事の基礎工事について

日程第2 議案第70号 松茂町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第71号 松茂町税条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第72号 松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例

日程第5 議案第73号 松茂町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第74号 平成27年度松茂町一般会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第75号 平成27年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第76号 平成27年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第77号 平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

平成27年松茂町議会第4回定例会会議録

第2日目（12月7日）

午前10時00分再開

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成27年松茂町議会第4回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、春藤議長からご挨拶がございます。

○議長【春藤康雄君】　おはようございます。平成27年松茂町議会第4回定例会の再開に当たりまして、一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

議員各位の皆様には、公私ともにまことに大変お忙しい中を全員ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日は町政に対する一般質問の日でございます。質問者は簡潔明瞭に、回答者は詳しく明快にいただくようお願いを申し上げまして冒頭の挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長【春藤康雄君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【春藤康雄君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

○議長【春藤康雄君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました5番、佐藤禎宏議員にお願いをいたします。佐藤禎宏議員。

○5番【佐藤禎宏君】　それでは、私の一般質問をさせていただきます。

通告をしてありました私の質問は、子どもはぐくみ医療費の助成制度の引き上げについてであります。ちょっと風邪をひいておりますので、お聞き苦しい点があるかもわかりませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。

子どもはぐくみ医療費の助成は、現在、松茂町では小学校修了までとなっておりますが、

それを中学校修了まで、いわゆる義務教育まで引き上げることについて町のお考えをお尋ねするものでございます。県下24市町村の子どもはぐくみ医療費の助成制度の状況を見てもみますと、半数以上の市町村が中学校修了までとなっております。お子さんを育てている若い町内のお母さん方から、中学校修了までにしてほしいという声がよく聞かれます。また、そうすることによって子育て支援の充実に寄与すると思っておりますので、町のお考えをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 米田民生参事。

○民生参事【米田利彦君】 それでは、佐藤禎宏議員ご質問の子どもはぐくみ医療費助成制度について答弁させていただきます。

国民皆保険の日本では、年齢に関係なく、誰もが何らかの健康保険に加入することが義務づけられており、扶養家族として認められた子どもは親が加入する健康保険に加入することになっております。病気やけがで医療機関を受診すると、年齢や所得に応じて医療費の7割から9割を健康保険で負担し、残りの1割から3割を患者が医療機関の窓口で負担しております。現在、子どもの窓口負担は、未就学の児童で2割、小学校1年生からは3割となっておりますが、実際に負担することはなく、子どもが一定の年齢になるまで無料で医療を受けております。これは、本来、患者が支払う窓口負担を乳幼児医療費助成や子どもはぐくみ医療費助成など、自治体によって名称は異なりますが、県と町でそれぞれ2分の1を負担しております。この医療費助成制度は、健康保険のように国の法律で定める制度ではなく、都道府県ごとに助成内容を決めた上で各市町村が財政事情や政策などに応じて上乘せ助成を行うなど、子育て支援の一環として制度の拡充が進められております。徳島県では、助成制度の名称を子どもはぐくみ医療費として、平成24年10月1日から助成の上限を小学3年生から小学6年生に引き上げております。松茂町でも、県と同様に、助成内容を変更して、平成24年7月1日から小学校6年生に引き上げを実施しております。

県内の助成状況では、小学校修了までが6箇所、中学校修了までが16箇所、18歳に達する年度末までが2箇所となっております。その他の条件として、親の収入による所得制限を設けたり、医療費の自己負担を設けている自治体もあります。

松茂町では、助成の上限年齢を小学校修了までとし、所得制限を設けて自己負担を設けております。今後は、平成28年度から所得制限を廃止して、助成の上限年齢の引き上げについては、ただいま計画中の保育所民営化により、移管後の保育所運営費、負担金等に

において町費の負担軽減が期待でき、少子化対策として町全体の子育て支援の強化を行う財源等への充当を検討し、あわせて、子どもはぐくみ医療費の上限年齢を中学校修了までに引き上げることを検討いたします。

以上、子どもはぐくみ医療費助成制度の引き上げについての答弁とさせていただきます。

○議長【春藤康雄君】 佐藤議員。

○5番【佐藤禎宏君】 米田参事、ご答弁ありがとうございました。

今、米田参事の方で今までの経過と現状についてのご説明もいただきました。よく理解することができました。ありがとうございました。

今の参事のお答えを私なりに答弁をちょっと整理させていただきますと、平成28年度、来年度に所得制限があるのを、その制限を廃止したいと。それと、今後、今進めている保育所の民営化をすることによって財源の確保が期待できる。その財源で今後の少子化対策や子育て支援、子どもはぐくみ医療費の中学校修了までを引き上げることにについて検討いたしますという答弁であったと思っておりますので、今後、十分検討していただき、できれば、2年後の平成29年度から子どもはぐくみ医療費の助成を中学校修了までに無料化していただきたいとお願いと要望して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【春藤康雄君】 続きまして、通告のありました、2番、川田議員にお願いします。川田議員。

○2番【川田 修君】 改めまして、皆さん、おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、コミュニティバスの導入についてを質問させていただきます。

10月28日から30日にかけて、議員研修で行政視察に私は初めて参加をしました。名古屋市郊外の豊山町と東郷町では、形態は違いますが、コミュニティバスを運行していました。これ、私の勉強不足でもありますが、徳島県内では山間へき地で運行しているだけだと思っておりましたので、驚きました。よく調べてみますと、合併して高松市になった国分寺町や香南町、高松市に隣接する三木町でもコミュニティバスを運行しておりました。いわゆる都市近郊でコミュニティバスを運行しているところがたくさんあるということです。

県内の高齢ドライバーは免許保有者の2割を超す12万人に上っており、2012年中の人身事故約5,000件のうち高齢ドライバーが絡む事故は3割超の1,340件ほどと

なっております。県警や多くの自治体では免許返納者の支援策に力を入れておりますが、車がないと不便な地域が多く簡単に免許を手放せないのが現状です。まさに松茂町もそうした状況に置かれていると思います。

高齢者の方の外出の機会をふやし生きがいや健康づくりに資することや、買い物、公共施設、医療機関に行きやすいなど、町民の新たな交通手段としてコミュニティバスを運行することを考えるべきではないかと思えます。

平成22年3月に松茂町商工会が広瀬町長宛てに地域コミュニティ推進事業報告書でコミュニティバスの試験運行について報告書を提出しております。自治会を通じてのアンケート調査も実施しており1,200名の方が回答しております。このアンケート結果では、今後、巡回バスが運行された場合、46%の方が利用したいと回答しております。利用目的では、買い物、通院の回答が多かったことから、今は自分で運転でき移動手段としての巡回バスは必要を感じていないが、自分で運転できなくなった際には、身近な移動手段として巡回バスの運行を期待していることが伺えます。あれから5年を経過して高齢化がさらに進んできております。高齢者や障害者をはじめ、町民の交通利便性向上し、車の運転ができない人、運転免許証を返納した人々のために導入していただきたいと思えます。

平成22年第1回定例会の一般質問で、町は、まだ方向性は未定ということで答弁をしております。いつまでも手をつけずにおいてよいのでしょうか。人にやさしく快適生活を築くまちづくりをしていくため、ぜひ、新年度からでも導入する方向で取り組んでいただきたいと思えます。答弁の方、よろしくお願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 川田議員の質問に私の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

川田議員につきましては、豊山町に行かれたときに、コミュニティバスとの運行ということで、私もあそこで一緒に行かせていただいておりますが、豊山町と松茂町では生活環境の違いが大きくあります。面積も、あそこは8ヘクタールぐらい、うちが大体倍ぐらいあるんですけど。そして、あそこのバスは、町内でなしに町外に行って駅の方へ全部運行し料金も取っております。そういう状態であるということが1つであります。あそこの豊山町の通勤の方が、要するに、車で行ったら駅のところに置く駐車場なんか困っておると。そういうことでバスの利用が多いように聞いております。

松茂町におきましても、先ほど議員がおっしゃったとおり、6年前ですか、21年に商

工会が主体で無料バスを半月間、試運転をしてみました。その中で、総人員では210人、1日平均14人。そして、1便当たり2.3人ということで、停留所も26箇所こしらえて運行をしておりましたが、1台のバスに1回に、それも延べ人数ということで、1人の人が何回も乗っ取るようでございます。そうした中で、これは、今のところ、21年の6年前のところ、そういうような人は利用は少ないという結果に出ております。

そういうことと、今現在、高齢者もふえてきておるとは思いますが、今の松茂町の高齢者の何とそう大して事情は変わっておらんと思えます。そして、コミュニティバスを出した限りはずっと運行していかないとはいかん。人数は減っても、それを取り除くということは非常に難しいことだろうと思えますし、私自身がそういう考え方でおります。したことにについては、必ず利用者が多く利用してくれるということが大前提であります。そういう結果を踏まえて今までずっとしている。特に、弱者の方のことをおっしゃっておりますが、弱者には買い物とか何とかおっしゃっておりましたが、それにつきましては、今、弱者に対する移動スーパーとかそういうものもできておるようでございます。そういうことから、今のニーズは、42%というような方が乗りたいというような結果が出るとのお話がありましたが、私の方は、そういうことをちょっと聞いておりませんので、バスは、ないよりあるに越したことはありませんが、それを本当にありがたいと言って利用してくれる人が、半分以上の人が、できたら6割、7割の人が乗っていただくということが、私自身は、1つの条件と考えております。

今のところ、そういうことでありますので、このコミュニティバスを検討し導入するのは、そういう町民のニーズが高まったとき、社会現象がそういうような現象になったとき、松茂町の現象になったときに、もう一度考えてやっていきたいとそのように思っております。松茂町も、パーク・アンド・ライドという広島ランプの下にこしらえましたが、バスを利用しとる人は本当に少ない。自分のマイカーで行く人が多い。今も、そういう町民も、松茂町の面積が少ないところで道路事情もまあまあできておる状況でありますので、大体自分のマイカーで行ったらあっちも行きこっちも行きと、そういうような状態で利用しておる、生活しておる人が多く見られております。

そういうことから、今後、考えていかないかん問題にはなってくると思えますが、私自身は、今のところ、そういう考え方はありません。

そして、そのかわりと言っては何ですが、町内では福祉バスが導入されて運行しております。高齢者にはそのバスを利用できるように、今の運行回数を今の倍にしてその対応

としてやっていただきたいなとそのように思っておりますので、ご理解のほど、よろしく
お願いいたしたいと思えます。

○議長【春藤康雄君】 川田議員。

○2番【川田 修君】 町長が出てきていただいでのご答弁、ありがとうございます。

たちまちは手をつける構想はないけれども、福祉バスで代用できるところはしていく方
向で考えるということなんです、私、バスの運行に関する免許等はよくわかりませんが、
福祉バスの形でそういう一般の方を乗せれるんかどうかということもわかりませんが、で
きるんだったら、先に運行免許だけでも取得しといていろんな形で考えるとかいう方法も
あるんでないかと思えます。これは、ぜひ、検討課題として、検討するのは予算も要らん
ことですから、新年度からでもやっていただけたらと思えます。

それと、先般説明いただきました第5次松茂町の総合計画の中のアンケート、昨
年、26年8月だったですか、アンケートの結果でも、町民の満足度の低いものの2番目
に公共交通の不便さというようなことが上げられておりました。町民の、とりあえずは行
けるけども、あればいいなという願望がそこにあらわれているんでないかと思えますので、
そこら辺も含めてよろしくご検討をお願いします。答弁は結構です。十分、そういう町民
の声に答えていただきたいと思えます。

続きまして、2番目の質問、公共施設等総合管理計画について質問をさせていただきます。

インフラが、今後、急速に老朽化が進展する中、新しくつくることから賢く使うことへ
の転換が求められております。いわゆるインフラを対象に国及び地方公共団体が一丸とな
って戦略的な維持管理を推進するために、平成25年11月にインフラ老朽化対策の推進
に関する関係省庁連絡会議においてインフラ長寿命化基本計画が策定されているのはご承
知のとおりでございます。また、平成26年4月、総務省より公共施設等総合管理計画の
策定が要請されております。これは、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって
更新、統廃合、長寿命化などを行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、
公共施設の最適な配置を実現するためとされております。この中では、10年以上の計画
期間を持つこと、全庁的な取り組み体制の構築、及び情報管理、共有の方策を記載し、全
ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めること、現状分析を踏まえた上で基本
方針をつくること、数年に1回進捗状況の評価をして議会に報告や公表方法を記載するこ
と等が求められております。

平成26年から28年度までの3年間で、策定費用は特別交付税措置をして策定することを求められております。期限はもうあと1年余りとなっておりますが、町の取り組みはどのようになっているのでしょうか、質問します。

また、総合管理計画は、インフラ長寿命化基本計画も参考にしながら策定することが要望されております。町に対して、インフラ長寿命化計画、行動計画、個別施設計画を策定すること、及び計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講ずることが求められております。公共施設を管理している各課の進捗状況は、総合管理計画と長寿命化計画との絡みでどのようになっているのでしょうか。公共施設における文教施設の割合は4割を占めております。文部科学省は、メンテナンスサイクルを構築し、施設の長寿命化及び中長期的な維持管理に係るトータルコストの削減に努めるとしてしております。建築基準法第12条点検についても着実に実施することを求めています。また、総務省の指針では、今後の公共施設等の点検診断の履歴を集約、蓄積し、維持管理、修繕・更新を含む老朽化対策に生かしていくべきだとし、維持管理、修繕・更新の実施方針を記載することとしております。この公共施設等総合管理計画を実施する段階で現在の体制で対応はできるのでしょうか、これもあわせてお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長【春藤康雄君】 吉成総務参事。

○総務参事【吉成 均君】 失礼をいたします。それでは、川田議員ご質問の公共施設等総合管理計画の進捗状況につきましてご答弁をさせていただきます。

公共施設等総合管理計画につきましては、議員ご指摘のとおり、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指すことを目的としております。この計画の策定には、10年以上の長期にわたる計画とすること、箱物に限らず、地方公共団体が所有する全ての公共施設を対象とすること、更新、統廃合、長寿命化など公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載すること、平成28年度末までに策定することなどが求められております。

現在の松茂町の取り組み状況でございますが、平成27年9月17日に株式会社地域科学研究所と公共施設等総合管理計画策定業務につきまして契約を締結いたしまして業務を進めているところでございます。履行期間は平成29年3月31日といたしております。

この業務スケジュールでございますが、10月から平成28年3月にかけて、データの資料収集及び公共施設等の現況の分析として、施設の現状を施設ごとに集約するとと

もに、各担当課より施設の維持管理費等のコストについてのヒアリングを実施いたします。平成28年4月より施設の現状調査の取りまとめを実施いたしまして、将来コストの算定や公共施設の今後の運営方針を検討いたしまして、その後、計画書の策定を予定しており、平成29年3月までに業務を完了する予定としております。

公共施設等総合管理計画の内容といたしましては、対象施設として町が所有する全ての建築物、道路、橋梁、道路舗装、上水道の配水管、下水道の污水管等も含まれます。それぞれの施設におきまして、名称、構造、階数、延床面積、建築年月日、耐震基準等、それから、老朽化の状況等を把握いたしまして維持管理費や施設の更新費用を試算いたしまして、その結果に基づき公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を策定いたします。

また、計画期間は10年といたしまして、全庁的な取り組み体制の総括は総務課が担当いたします。計画の見直しにつきましては、進捗状況の変化に応じて、随時、必要な見直しを実施してまいります。

なお、既に各課で策定済みの長寿命化計画は、今回の公共施設等総合管理計画の策定に参考として利用いたします。また、今後、各課において長寿命化計画が策定された場合は、策定された段階でその計画を取り込んで公共施設等総合管理計画の見直しを実施し、計画の更新を行うとともに、議会や住民への情報提供を行ってまいりたいと考えております。

それから、建築に関する専門的な業務につきましては、委託業務として設計事務所に発注をいたしまして施工しているところでございますので、現在のところ、委託業務として発注することで教育委員会の施設等の管理は適切に業務が実施できているというふうに考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長【春藤康雄君】 川田議員。

○2番【川田 修君】 答弁ありがとうございました。

9月17日にコンサルタントの方へ外注し、契約して作業を進めておるということで、着実に作業を進めていただきたいと思います。ちょっと私、勉強不足かわからんですが、28年度末までにとということで、29年3月までにとということだったんですか。すいません。

それから、私としては、この庁舎をはじめ学校教育施設、いろいろ社会教育施設、非常に多くの建築物があります。これらを法定点検、いわゆる12条点検をして総合的に一括

一元管理をしていくというようなことになると、総務課の中でやられるということですが、ほかの業務を兼務しながらというのは非常に業務として過重になるんじゃないかなという気もしますし、専門的な技術者を1人、今から入れて2年後にこういう作業が始まるとして、県庁のOBであるとか設計事務所の管理職をしていた人なんかを採用していく方が業務委託して管理をするよりも経済的にいいんでないかと。そして、流利的にも、継続して同じ人が見る方が、今後、維持管理していく上でもいいのではないかと思います、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○議長【春藤康雄君】 吉成総務参事。

○総務参事【吉成 均君】 それでは、ただいまの町の施設、それから、文教施設等の建物の一括的な管理を県や建築事務所の退職者を雇用して一体的に行っていくべきではないのかというご質問をいただきましたが、現在、定期点検や維持管理等につきましては、小中学校の校舎等につきましては、校舎等を含めまして、台風の後や地震の後など、職員が教職員とともに現地を視察いたしまして、現場を点検いたしまして、その後、異常箇所がございました場合には設計事務所に設計を依頼するようにして維持管理に努めているところでございます。

現在のところ、職員による点検を適切に行いまして適切な管理を実施していきたいと考えておりますので、現段階では、県や建築事務所を退職された方を雇用するという考えは持っておりませんので、ご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 川田議員。

○2番【川田 修君】 職員が点検して、学校の場合は教員、教頭あるいは校長らと回って点検しておるので心配ないというようなことでございますけれども、今回の総合管理計画の本来の趣旨は何かということをよく考えていただきたいなと思います。これは、適切な維持管理をして、その建物、鉄筋コンクリートの建物だったら、法的が50年であってもいわゆる建築物的には65年、それを70年も80年も長くして建て替え、更新コストを平均化したら下げていくということに大きな趣旨があると思いますので、今まではしなくてよかった。だけど、これから、こういう総合管理計画をつくりなさいということは、管理計画をつくったらそういうことを頭に置いて業務を進めていくべきでしょうということが本来の趣旨だろうと思いますので、答弁は要りませんが、こういうことを念頭に置いてこれからの業務を進めていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【春藤康雄君】　　続きまして、通告のありました、3番、板東議員にお願いします。板東議員。

○3番【板東絹代君】　　議席3番の板東でございます。改めまして、皆様、おはようございます。それでは、通告にしたがいまして、一般質問させていただきます。

私の質問は、松茂町のイメージ戦略についてでございます。

その昔、松茂町は、吉野川河口の三角州として形成された低地で、干拓によって新田開発がなされ土地が造成されました。その際、堤を築き多くの松が植栽されました。その姿から松茂村と命名され、その後、松茂町に発展し現在に至っております。町章は、松にちなみ松葉を図案化したものです。町の花は松葉菊、町の木はクロマツです。私は、この松茂町のシンボルを町政要覧で目にしまして町民の方に忘れ去られていないだろうかと疑問に感じました。そしてまた、同時に、町のシンボルを大切に次世代に伝えていきたいと思いました。そこで、3点の質問をさせていただきます。

1点目の質問です。

町のイメージを象徴する花、松葉菊を育て咲かせる取り組みについてです。まず、この松葉菊の花、この写真をご覧ください。松葉菊は草丈の低い草花で、春から秋にかけて光沢のあるサボテンのような花を咲かせます。葉が松のようで菊のような花を咲かせるので、このような名前がついているようです。端麗で優雅な花冠を炎暑晴天の下に開きます。この写真はピンクなのですが、あと、オレンジの花もあります。そして、愛らしい、この優しかわいいた花を役場玄関に、各学校、町施設に、そして、各家庭へ配布するお考えはありませんか。

それから、次に、2点目の質問です。町の木、クロマツについてお伺いします。

クロマツは、松の木がいつまでも緑を失わず生い茂るように、松茂町も豊かに発展するようにとの願いも込められています。昔は、町内には松林として、また、海岸線には防風林、防砂林として松の木がたくさんありましたが、現在は、松くい虫の被害により松の木が減少しています。シンボルの松を今後どのように取り扱いしていくのか、伺います。

続きまして、3点目です。

この写真をご覧ください。松茂町には、キャッチフレーズ「元気！あたたか松茂」のシンボルマーク「マッピー」が町政施行40周年に誕生し親しまれています。毎月発行されている「広報まつしげ」の中にも見られています。そして、もうひとつ、町のホームページのマスコット「松ぼっくん」は町の木クロマツの子どもたちである松ぼっくり、松かさ

をモチーフに生まれたマスコットです。それぞれ「マッピー」「松ぼっくん」のシンボルマークの誕生には意味が込められていますので、継続はもちろんしていただきたいのですが、松茂町のよいところをたくさんの人に知ってもらうため、公募により新しいマスコットを制作し、また、着ぐるみ等も作製するお考えはありませんか。東京五輪エンブレムも幅広い年齢層から作品が寄せられているようです。松茂町も、町民の方々に親しまれ元気が湧いてくるマスコットを、小さいお子さんからお年寄りまで、全ての方に公募しませんか。そして、「スカイフェスタ松茂」の大きなイベント、町民運動会や児童館祭り、啓発活動時、そして、町の特産物PRに活用しませんか。町を盛り上げられると思います。

以上、3点についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長【春藤康雄君】 吉田英雄教育次長。

○教育次長【吉田英雄君】 板東議員ご質問の町の花、松葉菊を各家庭、各学校、各町施設で咲かせる取り組みについてご答弁させていただきます。

現在、松茂町では、松茂花づくり会、会員30名により、年2回、春と秋に町民に対し花の苗の無料配布を行っています。この無料配布では、季節の花を中心に15種から20種の種苗から育苗し5,000ポットから8,000ポットを配布しています。また、無料配布の前には、各幼稚園、各小学校、中学校にも配布していますし、公共施設にも花づくり会会員によりプランターへの植え替え作業も行っています。この無料配布は町民の皆様には大変好評な行事となっています。

議員からご指摘のありました松葉菊も、今年の春に約200ポット用意し配布しています。このようなことから、今後は、花づくり会の会員の皆様にご協力をお願いし、できるだけ多く育苗し、役場庁舎をはじめ、各公共施設で松葉菊が見られるよう努めてまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長【春藤康雄君】 原田産業環境課長。

○産業環境課長【原田 賢君】 それでは、私から、板東議員からご質問の、町の木クロマツの保護についてお答えいたします。

松茂の名のとおり、松は松茂町のシンボルではありますが、松茂町内において松林のある風景は、今や、ほぼ海岸付近を残すのみとなりました。その海岸付近においても松くい虫の被害が出てきております。海岸付近の豊岡、豊久地区の松林については、一部、保安林、防潮林の指定を受けていることから、快適な環境の形成の機能の維持・増進を図るべき森林ということで松茂町森林整備計画に位置づけられております。この計画に基づき、県の

補助を受け、海岸部の防風・防砂機能といった松林の果たしていく役割や、松くい虫被害の状況を踏まえて、病虫害等の被害の未然防止・拡大防止のため薬剤散布等、あるいは、既に被害を受けた樹木については伐採を行っております。

伐採後の補植については、松林には個人の所有地もございますが、地権者の承諾をいただければ植栽を進めてまいりたいと考えております。この地区以外の松についても、管理者へ要望するなど対処いたします。今後、松茂の松の保護、維持・増進に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 吉成総務参事。

○総務参事【吉成 均君】 それでは、板東議員ご質問の、町のマスコットを公募してはどうか、そして、マスコットの着ぐるみ等を作成して町のイベント等PRに活用する考えはないかというご質問にご答弁申し上げます。

現在、全国적으로ご当地キャラがブームとなっており、さまざまなイベントに趣向をこらしたキャラクターの着ぐるみが登場し催しを盛り上げている様子が日々紹介されております。松茂町のマスコットキャラクターといたしましては、町のシンボルマークであります「マッピー」と、ホームページのマスコットであります「松ぼっくん」があり、町のイメージアップや、より親しみやすい行政を目指したコミュニケーション効果を得るため、広報松茂をはじめ、町が作成する各種パンフレットに掲載、使用しているところでございます。

行政とのコミュニケーションは、かた苦しいイメージに捉えられがちですが、キャラクターを介することにより円滑なコミュニケーションが期待でき、行政サービスを提供する自治体にとって、住民の共感や信頼を高めるためのツールとしても有効なものだと考えられます。

また、キャラクターの認知度の高まりは、それを保有する自治体の認知度に直結し、特産品の販売促進やふるさと納税の納税額の増加が期待できるものでもあります。来年度は新庁舎が完成する節目の年でもありますことから、このタイミングにあわせまして、町の愛らしいマスコットを公募・選定し、着ぐるみ等の作製を行い、今後の行政サービスの潤滑剤として利活用をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 板東議員。

○3番【板東絹代君】 丁寧なご答弁ありがとうございました。

ここで、3つの点につきまして、まず、松葉菊につきましてですが、花づくり会の皆様には、年2回配布の準備で花を育て咲かせるということで配布の準備もして下さったり、本当に感謝しております。私がこの松葉菊についての配布をもう一度お願いしたいのは、決められた日、決められた時間、その日に受け取りに行かなければ花はいただけないということですが、今後は、もう少し緩和というか、松葉菊を各家庭で育てる取り組みをするならば、もう少し配布方法の検討をお願いしたいと思います。再問はいたしません、よろしく願いいたします。

それから、2点目のクロマツについての対策は今後も引き続きお願いしたいと思います。そして、何らかの機会にまたお聞きしたいと思いますので、よろしく願いします。

それから、3点目、公募により町のマスコットの作製をしていただけるということの検討は、よろしく願いします。来年は役場庁舎が津波防災センター中央庁舎完成の記念すべき年となります。町民の皆様が喜ぶように、新しいマスコット、そして、着ぐるみを町のイベント等に活用し、「人が元気・暮らしが安心・未来を広げる まつしげ」にぜひPRをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

そして、町民一人ひとりがまちづくりに参画し、町民が主役のまちづくりを推進していくことが大切だと思います。まちづくりの基本理念、「空と海が輝く緑の臨空都市」、この松茂町の基本理念をしっかりと広報していただき、明るい松茂、町のイメージアップに取り組んでいただけることを期待して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【春藤康雄君】　　続きまして、通告のありました、8番、一森議員にお願いをいたします。一森議員。

○8番【一森敬司君】　　改めて、皆さん、こんにちは。議長の許可がありましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

私の質問は、マイナンバー制度のスムーズな運用についてであります。

いよいよ、平成28年1月よりマイナンバー制度がスタートするわけですが、スムーズな運用を図るためにも、町民や事業所への詳しい説明、セキュリティ面での不安の払拭等が必要であると考えます。質問する私自身も、まだ十分に制度を理解し切れておりません。そこで、町においては、個人と事業所を対象とした説明会を開催する必要があると思いますが、その予定はありませんか、お伺いをいたします。

次に、マイナンバー制度導入による機器の更新や購入等に必要経費は幾らぐらいかかるのか。これに対する国庫補助金等は幾らぐらいあるのか。お伺いをいたします。これにつ

いても、制度が安定するまで助成をしてくれるのかどうかもまだはっきりわかっておりませんので、その点も、わかっている範囲でお答えをしていただけたらと思います。

また、このあとの分につきましては、10月送付の通知カードが開始をされておりますが、この前の全員協議会のときにも、たしか、200余りまだ届いていないということがありました。これは、個人にいろいろと複雑な事情があると考えられますので、そこら辺は慎重な対応をしていただきたいと、それだけお願いしとしまして、今のことに関しては回答は要りません。さっきの2点について、ちょっとご返答をお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長【春藤康雄君】 吉成総務参事。

○総務参事【吉成 均君】 それでは、一森敬司議員ご質問の、マイナンバー制度導入に伴う説明会の予定につきましてご答弁させていただきます。

マイナンバー制度につきましては、本年10月5日に施行され、日本国内に住民登録されている全ての皆様を対象に12桁の唯一無二の個人番号、いわゆるマイナンバーを付番し、社会保障と税の事務、さらには、災害対策の事務で公平・公正かつ迅速な事務手続を実現しようとする国を挙げての一大プロジェクトでございます。そのため、制度に関する広報活動や説明会は、国、都道府県、市町村など公的機関はもちろん、商工会や法人会、中小企業団体連合会など民間の各種業界団体においても、本年夏以降、各会、各層で集中的に実施されているところでございます。そのため、議員ご質問のうち、事業者に対する説明会は事業者が取り扱うマイナンバー関係事務が主に従業員の給与に係る所得税の徴収事務でありますことから、国税当局や都道府県の税務部門を主催として、また、民間の業界団体の税務系セミナー等として実施されているところでございます。

県内におきましても、本年8月から10月までの間に、県が主催し税務署等の職員を講師とする事業者向け説明会が県内4市1町で延べ8回、延べ900事業者の参加を得て開催されたほか、経済産業省や税務署主催の説明会、また、商工会、法人会等が主催するセミナーが開催されております。

松茂町といたしましては、現在、事業者向けの説明会を開催する予定はございませんが、松茂町商工会をはじめ、町内経済団体と連携を密にして、町内事業者に向けて国・県が開催する説明会の開催情報を提供し参加を促していきたいと考えております。

他方で、個人に対する説明会につきましては、主に市町村において広報に取り組むべき事務と考えますが、会場準備や講師の確保等、住民登録者全員を対象に開催することは困

難であり、ほとんどの自治体で各種団体の代表者等への説明会や広報誌等での情報提供で対応しているところがございます。

松茂町におきましても、町民の理解を図るべく、本年5月10日に自治会及び各種団体の代表者からなる町民会議で制度の説明を行い、本年7月からは、「広報まつしげ」紙上で、“教えてマイナンバー”と題した啓発記事を毎号連載しております。また、通知カードの郵送を目前とした10月15日には、町内全戸に、「もうすぐ届きます・マイナンバー」と題した啓発パンフレットを配布し丁寧な広報を心がけているところがございます。

今後の予定につきましても、松茂町といたしましては、広報まつしげ、及び啓発パンフレット等を効果的に活用し、広く町民を対象とした広報・啓発を進めてまいります。

あわせて、各種団体の総会、研修会や町民会議等の機会を捉えまして、議員ご指摘の説明会が実施できますよう検討を重ねてまいりたいと存じます。

2点目の、制度導入による機器の更新や購入等の必要経費が幾らぐらいかかるのか、また、これに対する補助金は幾らぐらいあるのかというご質問でございますが、松茂町では、昨年、平成26年度からマイナンバー制度導入に向けたコンピューターシステムの改修に取り組んでおりまして、昨年には、主に住民基本台帳システムの改修に係る経費として987万3,000円を執行いたしまして、国、総務省からの補助金は895万円、補助率91.5%でありました。本年、平成27年度には、昨年に引き続いて、住民基本台帳のシステムを国のシステムと連携させるネットワークを構築するとともに、町税や介護保険等のシステムを改修するために、既に執行済みの額と執行予定額を合わせまして7,077万5,480円を見込んでおります。これらの補助額は、総務省から1,436万4,000円、厚生労働省から799万9,000円となっており、両省からの補助を合算すると現時点での補助率は31.6%でございます。なお、本年度につきましても、年度の途中であり下半期に着手いたしますコンピューターシステムの改修等もでございますので、入札等により請負残額が確定すれば、必要経費は低減いたしまして補助率は若干向上するものと考えております。

マイナンバー制度は、国と都道府県、全市町村が参加する一大コンピューターネットワークの構築事業でございます。一部のほころびがネットワーク全体へと影響をいたします。松茂町におきましても、細心の注意を払いましてコンピューターシステム改修に瑕疵がないよう、国・県の助言と補助を得ながら慎重に進めてまいり所存でございます。

以上、簡単でございますが、ご質問への回答とさせていただきます。よろしくお願ひい

たします。

○議長【春藤康雄君】 一森議員。

○8番【一森敬司君】 ご答弁ありがとうございます。

数制的なことにつきましては大体把握はできました。また、それで、特に、高齢者に対する対応とか、説明するときに、はっきりわかりやすい言葉で言うてあげたらわかるんですけど、高齢者としても非常に理解しがたいところがありますので、特に、高齢者に対しては十分な説明を今後ともにしてあげていってほしいと思います。

それと、関連をした質問をちょっとさせていただきます。

特にマイナンバーと深く関わる課においては、人事異動による配属課が変わることも想定して、職員一人ひとりが十分理解する必要があるし、また、職員の誰が住民に対応しても共通した対応ができるようしなければいけないと思っております。その点についてはどのようなお考えを持っているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

また、マイナンバーによるトラブルが発生した場合、いろいろなケースが想定されます。これに対する対策として想定マニュアル等を検討しておりませんか、これにつきましては、答弁できる範囲で結構でございますので、お聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○議長【春藤康雄君】 吉成総務参事。

○総務参事【吉成 均君】 それでは、ただいまのご質問のご答弁をさせていただきます。

情報コンプライアンス等に係る教育・研修につきましては、マイナンバー制度の段階的導入とともに、関係職員に実施することはもちろん、新人に対する職員研修、また、人事異動の際にも職員研修を実施してまいりたいと考えております。また、特定個人情報保護評価と安全管理規定につきましても、絶えず、内容の点検、見直しを行いながら、職員による情報コンプライアンス遵守の徹底を図ってまいりたいと考えております。松茂町といたしましては、個人番号を含む特定個人情報の漏えいは絶対に起こさないという強い意思を持って職員の教育・研修に当たり、マイナンバー制度を適切に運営することをお約束いたしまして答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【春藤康雄君】 一森議員。

○8番【一森敬司君】 マイナンバー制度が始まる前から新たな詐欺事件がかなりの数で報じられております。この1月からの運用に対し、各課の横の連絡を十分に取りながら、

トラブルの発生のなきよう、よろしく、改めてお願い申し上げまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【春藤康雄君】 議事の都合により、小休をいたします。

午前11時09分小休

午前11時20分再開

○議長【春藤康雄君】 再開いたします。

次に、10番、佐藤富男議員の質問を許可いたします。佐藤富男議員。

○10番【佐藤富男君】 それでは、議長の許可がありましたので、津波防災センター中央庁舎建設工事の基礎工事について一般質問をします。

横浜市のマンションが傾斜したことに端を発し、ある業者は、過去10年間に実施したくい打ち工事3,052件の調査を終え、1割強に当たる360件にデータ改ざんがあったと発表がありました。都道府県別では、東京都が73件、北海道が53件、神奈川県36件、埼玉県31件、千葉県と愛知県が23件だった。改ざんは38都道府県に及び、計2,382本のくいのデータに問題があったと発表されています。

松茂町では、現在、津波防災センター中央庁舎建設工事が、11月25日起工式、26日より基礎くい打ち工事が始まっています。徳島県内では、鳴門一中校舎基礎工事を実施している。この工事ではデータ改ざんや流用の確認はされなかったが、徳島県立中央病院の工事では、254本のうち、機械の操作ミスで適正なくい打ちデータが取得できなかった22本に別のデータを使ったことが判明しております。このことを受け、徳島県では、今後、全てのくい打ち工事に担当課の職員が立ち会い、くいが支持層に到着していることを確認するとともに、データが適切に取得できているかも確認するように変更しております。今、全国で大問題になっている時期に、津波防災センター中央庁舎建設工事ではくい打ち工事のデータを流用することはないと思いますが、町の対策を伺いたい。

以上です。

○議長【春藤康雄君】 吉成総務参事。

○総務参事【吉成 均君】 それでは、佐藤富男議員ご質問の、津波防災センター中央庁舎建築工事におけるくい工事の管理体制について、お答え申し上げます。

津波防災センター中央庁舎建築工事におけるくい工事につきましては、くい長40m、直径800mmのコンクリートくいを28本打設、築造するものでございます。そのくい工

事の手順といたしまして、まず、くいが到達する深さまで、プレボーリングといういわゆる先行掘削を行います。そして、次に、掘削機の先端から、深さに応じて掘削した穴の崩壊を防止するくい周充填液や根固めのためのセメントミルクを放出・充填し、掘削機を引き上げた後に、鉛直性を確認しながらくいを建て込み、所定の位置に定着させるというものでございます。

議員ご質問の、くいが支持層と呼ばれる固い地盤に到達しているかどうかの確認についてでございますが、先行掘削を行う際に確認することとなります。その確認方法といたしまして、掘削を進める中で掘削機の先端が固い地盤に達しますと掘削機への抵抗が増加しますことから、これに比例して電流値も高くなります。この電流値のデータにより支持層への到達を確認することとなりますが、この確認につきまして、当該工事におきましては、県と同様に、全てのくいにおいて町の職員が現場に立ち会い確認することといたしております。

また、今回の工事につきましては、議会棟と総合会館にはさまれた敷地での工事でありますことから、工事箇所に隣接する敷地において実施したボーリング調査のデータと、今回工事箇所のボーリングデータを比較することによりまして、支持層が形成されている深さや分布についても確認することが可能となります。これらの方法により、くいの適正施工を注意深く検査・確認し、建築物の安全確保に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長【春藤康雄君】 佐藤議員。

○10番【佐藤富男君】 総数28本ということでしたけども、今、くい打ち工事を実施しております。答弁の中に、十分管理していくということなので、工事が終了したときにいい工事ができますように、町の管理もよろしくお願いしまして、終わります。

○議長【春藤康雄君】 以上で通告による一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了させていただきます。

○議長【春藤康雄君】 続きまして、日程第2、議案第70号「松茂町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」から、日程第9、議案第77号「平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）」までの議案8件を一括して議題とさせていただきます。

以上、議案 8 件につきましては、各委員会に付託いたしたいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようなので、これで質疑を終結させていただきます。

○議長【春藤康雄君】 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案 8 件については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、議案 8 件については、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休します。

午前 11 時 28 分小休

午前 11 時 29 分再開

○議長【春藤康雄君】 再開をいたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【古川和之君】 失礼します。ただいま配布いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会に付託いたします議案は、

議案第 70 号 松茂町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第 71 号 松茂町税条例の一部を改正する条例

議案第 72 号 松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

議案第 74 号 平成 27 年度松茂町一般会計補正予算（第 3 号）（所管分）

でございます。

続きまして、産業建設常任委員会に付託する議案は、

議案第74号 平成27年度松茂町一般会計補正予算（第3号）（所管分）

議案第76号 平成27年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

議案第77号 平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

以上でございます。

続きまして、教育民生常任委員会に付託する議案は、

議案第73号 松茂町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第74号 平成27年度松茂町一般会計補正予算（第3号）（所管分）

議案第75号 平成27年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会におきましてそのように決定をいただいたわけですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、議案第70号から議案第77号までの各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定をいたしました。

念のため、委員会の日程について事務局より説明をいたします。

○議会事務局長【古川和之君】 失礼します。ただいま配布いたしました議案付託表の裏面をご覧ください。常任委員会日程表でございます。開催場所は、松茂町役場、3階、議員控室。

教育民生常任委員会、12月9日、水曜日、午前10時から。

産業建設常任委員会、同じく12月9日、水曜日、午後1時から。

総務常任委員会、同じく12月9日、水曜日、午後3時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長【春藤康雄君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月8日から12月16日までの9日間は、委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、明日12月8日から12月16日までの9日間は、休会と決定いたしました。

次回は、12月17日、午後1時30分から再開いたします。

本日は、これで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時32分散会